

博物館に相当する施設の指定審査要項

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条に規定する博物館に相当する施設の指定の審査は、次に掲げる要件について行うものとする。

1 設置者

施設の設置者が、その設置する博物館について博物館法（昭和26年第285号）（以下「法」という。）第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

2 体制に関する基準

施設における「資料の収集、保管及び展示」並びに「資料に関する調査研究」を行う体制が、この施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、次の基準に適合すること。

(1) 「資料の収集、保管及び展示*1」並びに「資料に関する調査研究」の実施に関する基本的運営方針（以下「運営方針」という。）を策定し公表するとともに、運営方針に基づき、相当の公益性をもって法第31条第1項の規定による指定を受けた施設（3及び4において「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。

*1 インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。

2（4）、4（1）において同じ

(2) 運営方針に基づく「資料の収集及び管理の方針」を定め、この方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。

(3) 「資料の収集及び管理の方針」に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、この資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

(4) 一般公衆に対して所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。

(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

(6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明、その他の教育活動を行う体制を整備していること。

(7) 法第7条に規定する文部科学大臣及び都道府県の教育委員会が行う研修、その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

3 職員配置に関する基準

施設における職員の配置が、この施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、次の基準に適合すること。

(1) 運営方針に基づいて、指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

(2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。

(3) 運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

4 施設及び設備に関する基準

施設及び設備が、この施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、次の基準に適合すること。

(1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を、安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

(2) 防災及び防犯のために、必要な施設及び設備を有していること。

(3) 指定施設の規模・展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

(4) 高齢者、障がい者、妊娠中の人、日本語を理解できない人、その他指定施設の利用に困難を有する人が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

5 施設及び設備の公開

一般公衆の利用のために、施設及び設備を公開すること。

6 開館日数

1年を通じて、100日以上開館すること。